

自筆証書遺言に関する見直し

1. 見直しのポイント

自筆証書遺言の方式緩和

自筆証書に、パソコン等で作成した目録を添付したり、銀行通帳のコピーや不動産の登記事項証明書等を目録として添付したりして遺言を作成することができるようにする。

2. 現行制度

自筆証書遺言を作成する場合には全文自書する必要がある。

現行法の規律

遺言書の全文を自書する必要がある。



全部の手書きは負担が重い...



財産目録も全文自書しなければならない。

- × パソコンで目録を作成
- × 通帳のコピーを添付

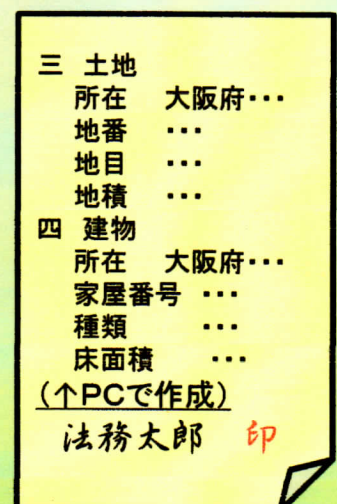
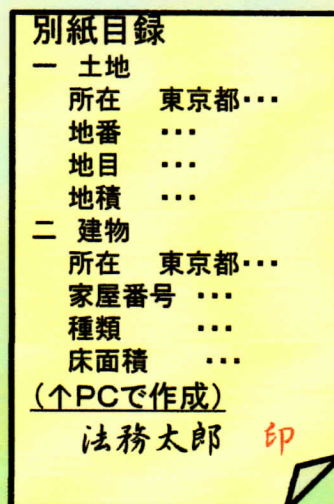
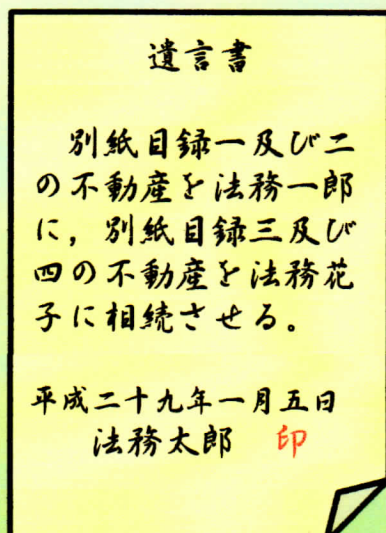
【問題点】

- ・全文の自書は相当な負担。(特に、財産が多数ある場合)

3. 制度導入のメリット

自書によらない財産目録を添付することができる。

- パソコンで目録を作成
- 通帳のコピーを添付



財産目録には署名押印をしなければならないので、偽造も防止できる。